

訪問リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 正生会が開設し佐藤医院が行う訪問リハビリテーション(以下事業という)の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所のスタッフが要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問リハビリテーション事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所のスタッフは、要介護者又は要支援者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスや関連業者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人 正生会 佐藤医院
- (2) 所在地 福島県南会津郡下郷町大字塩生字下夕原1317

(職員の職種、員数及び勤務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

理学療法士 1名(非常勤)

理学療法士は医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。
ただし、日曜・祝日・国民の休日を除く。
年末年始及びお盆については医療法人 正生会の規則に基づく。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。
土曜日は午前8時30分から正午までとする。

(訪問リハビリテーションの内容)

第6条 訪問リハビリテーションの種類は次の通り。

訪問リハビリテーション

- 2 指定訪問リハビリテーションは、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、居宅を訪問し基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応能力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行う。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、下郷町とする。

(訪問リハビリテーションの利用料等)

第8条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準による。

2 第7条に規定した通常の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーションに要した交通費については、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。タクシー利用の場合は、その実費額とする。

・事業所から片道概ね 15 km未満 1,000円

・事業所から片道概ね 15 km以上 1,500円

3 交通費の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けるものとする。

1) 厚生大臣が定める基準(介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に提示する。

2) 交通費の設定にあたっては、実費の範囲内で設定する。

(その他運営に関する留意事項)

第9条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営雇用等に関する事項は医療法人正生会の規則に準ずる。

(付則) この規程は、平成12年4月1日から施行する。